道立公園施設長寿命化計画

令和6年8月

北海道建設部まちづくり局都市環境課

目　　次

1. はじめに・・・

1. はじめに

1-1. 道立公園の概要

表-1. 既開園道立公園リスト

番号	道立公園・名称	所在地	所管振興局	事業年度 開始～終了	面積 ｈａ
1	真駒内公園	札幌市	空知総合振興局	S41～S49	76.7
2	北海道子どもの国	砂川市	空知総合振興局	S49～H04	232.5
3	野幌総合運動公園	江別市	空知総合振興局	S56～H05	64.1
4	オホーツク公園	網走市	オホーツク総合振興局	H02～H09	107.5
5	宗谷ふれあい公園	稚内市	宗谷総合振興局	H05～H11	65.3
6	ゆめの森公園	中標津町	釧路総合振興局	H07～H13	53.8
7	道南四季の杜公園	函館市	渡島総合振興局	H10～H16	65.1
8	十勝エコロジーパーク	音更町	十勝総合振興局	H10～H17	140.9
9	噴火湾パノラマパーク	八雲町	渡島総合振興局	H13～H21	54.6
10	サンピラーパーク	名寄市	上川総合振興局	H13～H19	63.0
11	オホーツク流氷公園	紋別市	オホーツク総合振興局	H14～H26	59.3

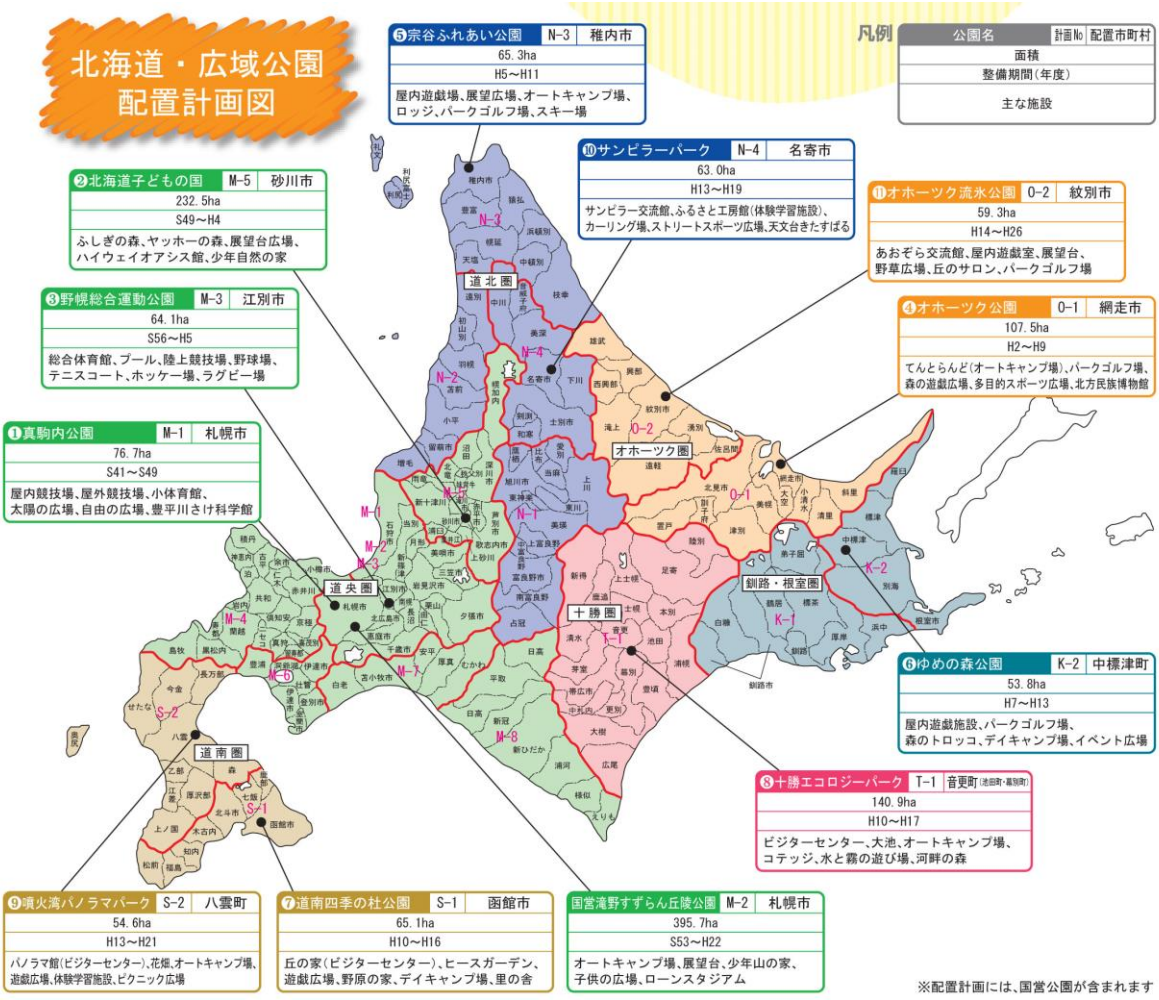

図-1. 北海道広域公園（道立公園）配置計画図

1-2. 目的

「道立公園施設長寿命化計画」は、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策に取り組み、併せて事後保全を含め計画的な改築等を効果・効率的に推進することを目的に平成26年に策定し、令和2年に1回目、そして今回2回目の見直しを行った。

北海道が11の道立都市公園において保有し管理する公園施設総数は8,437施設であり、昭和43年から令和4年までの間に整備された。今後これらの公園施設の老朽化が進展し、維持・補修や改築・更新の費用について増加することが想定される。また、老朽化に伴う機能の低下により、安全性や快適性の欠如などが懸念される。

道立公園の安全で快適な公共空間を持続的に道民に提供するため、ライフサイクルコストの縮減を図り、費用を平準化し、計画的に維持･補修、改築・更新を行う必要がある。

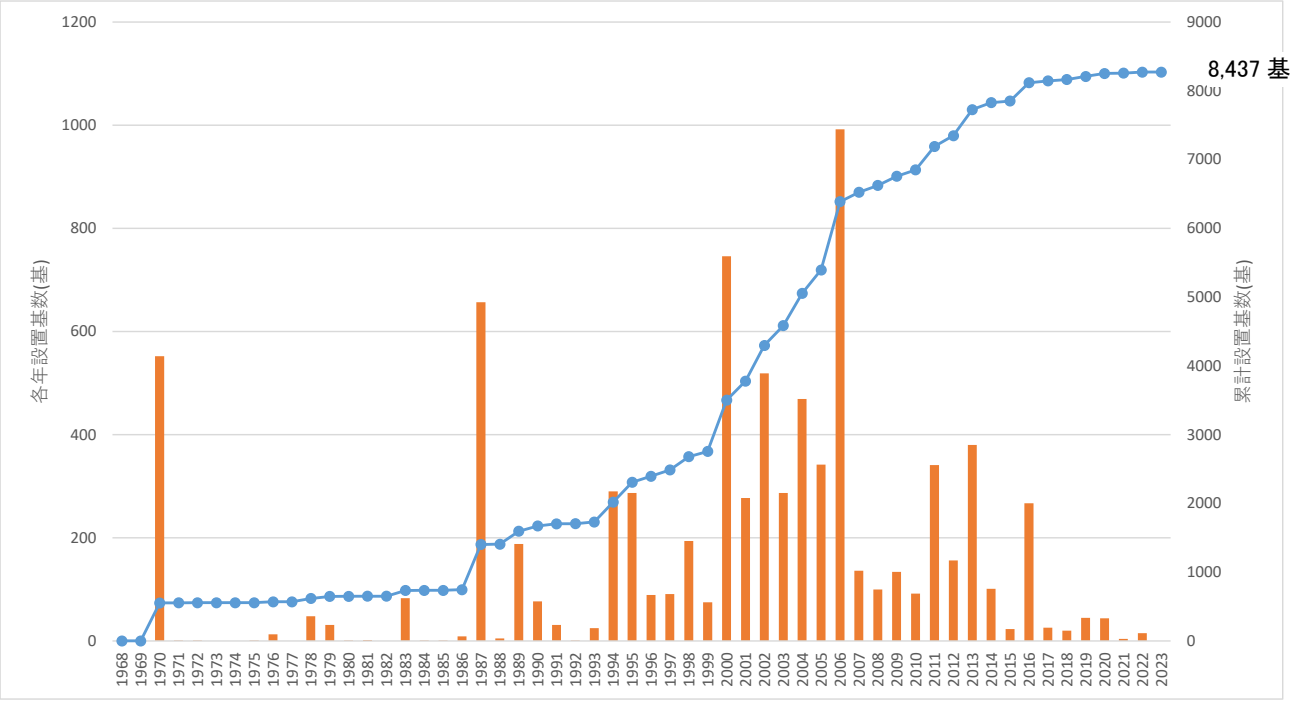

図-2. 公園施設の整備基数と建設年次

表-2. 対象公園施設数リスト

道立公園名	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他施設	建築施設	合計
真駒内公園(札幌)	69	0	136	0	7	2	14	366	9	13	**616**
北海道子どもの国(砂川)	98	14	182	96	0	1	16	206	0	17	**630**
野幌総合運動公園(江別)	50	1	155	0	27	1	35	635	8	14	**926**
オホーツク公園(網走)	76	9	120	52	6	1	31	324	9	34	**662**
宗谷ふれあい公園(稚内)	24	5	70	45	37	3	32	205	6	27	**454**
ゆめの森公園(中標津)	73	10	127	31	45	0	9	536	14	12	**857**
道南四季の杜公園(函館)	39	60	74	24	0	0	14	349	13	10	**583**
十勝エコロジーパーク(音更)	142	26	186	8	0	0	40	750	3	37	**1192**
噴火湾パノラマパーク(八雲)	37	2	174	31	9	0	32	303	3	8	**599**
サンピラーパーク(名寄)	102	13	157	16	12	0	45	495	0	5	**845**
オホーツク流氷公園(紋別)	128	41	97	40	1	0	21	735	0	10	**1073**
施設計	838	181	1478	343	144	8	289	4904	65	187	**8437**

※　施設項目が 1 であって数量が複数の場合、項目数ではなく施設数量を計上する
※　数量が面積・延長の場合は、施設数量を「1」として計上する

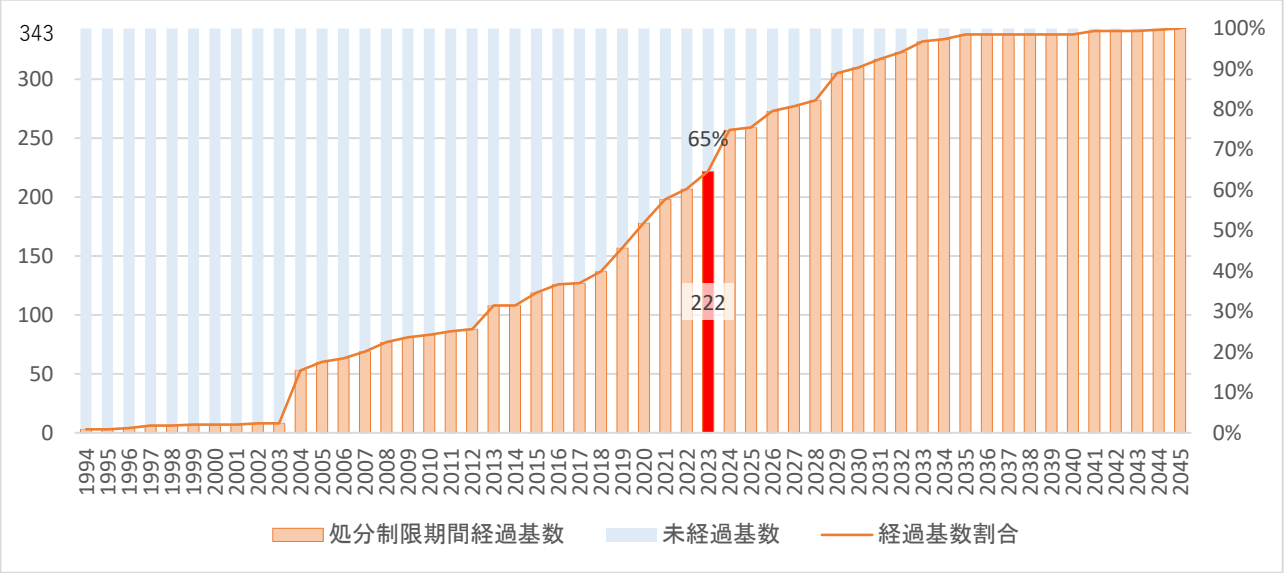

図-3. 建設後処分制限期間を迎える遊戯施設基数

1-3. 対象範囲

「道立公園施設長寿命化計画」の対象とする施設は、道が公園管理者として管理する植栽を除くすべての公園施設とする。

1-4. 維持管理手法の区分

表-3を参考に、予防保全型管理施設と事後保全型管理施設に分類する。但し、予防保全型管理施設は、ライフサイクルコスト算出結果により、予防保全型管理又は事後保全型管理の判断が必要となる。遊具については、安全確保に必要となる措置を最優先とした予防保全型管理を行うものとする。また、定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物についても、予防保全型管理を行うものとする。

安価な施設等で明らかにライフサイクルコスト縮減が見込めない施設、地下に埋設されており目視が困難な施設、劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等については事後保全型管理施設とする。

イ. 予防保全型管理

予防保全型管理では、公園施設の維持保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行う。

特に建築物については、各部材（建築施設、電気施設、機械施設）ごとに定期的な修繕・補修・更新を行うことにより、建物全体としての延命化を図ることに留意する。

ロ. 事後保全型管理

事後保全型管理では、維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行う。

表-3. 公園施設ごとの管理類型の例

公園施設種別	管理類型	一般施設	土木構造物	建築物	各種設備
園路広場	予防保全型管理を行う候補		・橋梁（10m以上） ＊鋼橋はすべて		・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・園路や広場の舗装、縁石等	・橋梁（10m未満）		・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
修景施設	予防保全型管理を行う候補	・噴水等 ・日陰だな（10 ㎡以上）	―		・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・日陰だな（10 ㎡未満） ・花壇、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等			・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
休養施設	予防保全型管理を行う候補	・休憩所、四阿、パーゴラ等（10 ㎡以上）	―	・ﾋﾟｸﾆｯｸ場、ｷｬﾝﾌﾟ場等の建築物（10 ㎡以上）	・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・休憩所、四阿、パーゴラ等（10 ㎡未満） ・汎用品のベンチ、野外卓		・ﾋﾟｸﾆｯｸ場、ｷｬﾝﾌﾟ場等の建築物（10 ㎡未満）	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
運動施設	予防保全型管理を行う候補	・バックネット、バスケットゴール等	・野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等		・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・バックネット、バスケットゴール等※ ・ゲートボール場、テニスコート等の簡易な運動施設		・簡易な構造の更衣所、控え室、運動用具倉庫、シャワー室等の工作物	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
教養施設	予防保全型管理を行う候補	・ステージ、デッキ、記念碑等（鋼製のモニュメント等）	・植物園、動物園、野外劇場、水族館、図書館、体験学習施設等の教養施設		・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・記念碑等（石碑等）			・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
便益施設	予防保全型管理を行う候補		―	・売店、便所、飲食店、宿泊施設等（10 ㎡以上） ・駐車場（立体式）	・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・駐車場（立体式を除く）、水飲場、手洗い場		・売店、便所、飲食店、宿泊施設等（10 ㎡未満） ・時計台等	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
管理施設	予防保全型管理を行う候補	・照明施設、引込柱、時計、門・柵（高価なもの、転落防止目的等）※	・水門、雨水貯留施設（地下式除く） ・擁壁・護岸（高さ 2m以上の RC 構造）	・管理事務所等（10 ㎡以上） ・発電施設等	・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理	・照明施設、引込柱、時計、門・柵（安価なもの） ・車止め、側溝・排水ます、掲示板、標識、くず箱等 ・水道、暗渠、電線等地下埋設物	・擁壁・護岸（高さ 2m未満、石積み、間知ブロック、補強土等）	・倉庫、車庫等でプレハブ等簡易な構造の建築物	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等
その他	予防保全型管理を行う候補		―	・展望台等（10 ㎡以上）	・法令等で点検が必要な施設
	事後保全型管理			・展望台等（10 ㎡未満）	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等

<table>
<tr><td colspan="2">計画的な維持管理</td></tr>
<tr><td>予防保全型管理施設（822 基）</td><td>事後保全型管理施設（7,615 基）</td></tr>
<tr><td>更新
（健全度調査・判定の結果に基づき判断）</td><td>更新
（日常点検や定期点検で
劣化や損傷の進行に応じて
撤去・更新を判断）</td></tr>
<tr><td>補修
（健全度調査・判定の結果に基づき判断）</td><td></td></tr>
<tr><td>日常点検
（維持保全において、
異常の発見と対処を
目的とした巡視点検）
／
定期点検
（遊具や建築設備等
に関する他法令の
規程による点検）</td><td>日常点検
（維持保全において、
異常の発見と対処を
目的とした巡視点検）
／
定期点検
（建築設備等に関する
他法令の規程による
点検）</td></tr>
<tr><td>維持保全
（清掃・保守・修繕など公園施設の
日常的な維持管理内容が該当）</td><td>維持保全
（清掃・保守・修繕など公園施設の
日常的な維持管理内容が該当）</td></tr>
</table>

※「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」国土交通省都市局（H30.10）P.9

図-4. 予防保全型管理と事後保全型管理の概念図

1-5. 計画の維持管理目標

道立公園の維持管理については、これまで部材の損傷が進行(健全度Ｄ)してから、大規模な補修や更新を行ってきた。今後は各施設の健全度を適時把握し、損傷が大きくなる前(健全度Ｂ)に適宜補修を行い、公園施設の長寿命化を図る予防保全型管理によって、健全な状態を確保することを目標とする。

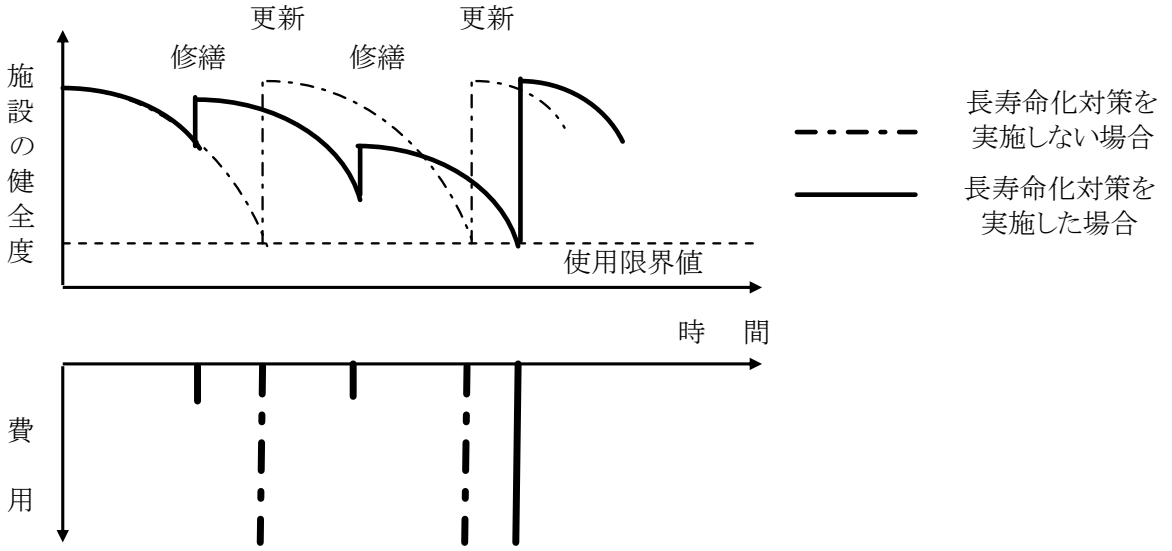

図-5. LCC サイクルと長寿命化対策の関係

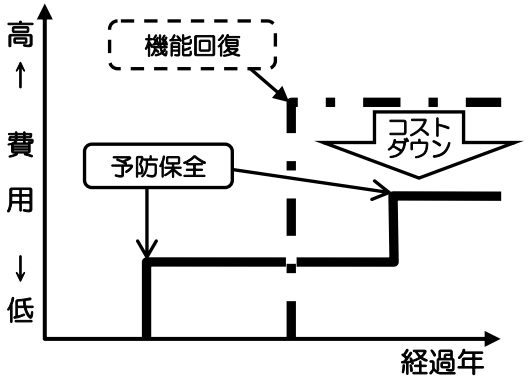

図-6. 補修・更新費用の経年変化想定モデル

2. 長寿命化計画策定フロー

「道立公園施設長寿命化計画」は、「計画準備」、「予備調査」、「健全度判定」、「課題整理」、「施設保全の基本方針」、「補修（改築）の進め方」の手順により策定する。基本的な流れを図-7 に示す。

計画準備

①対象公園施設の選定
②公園台帳や施設台帳、工事設計図書などの既存資料の収集 整理
③現地調査及び計画策定に必要な点検表や様式等の作成
④対象公園の利用実態、指定管理者からの要望などを把握

⇩

予備調査

健全度調査に先立ち、長寿命化計画の対象とする公園施設について、現地で公園施設の利用状況、劣化や損傷の状況等を把握するため、予備調査を行う。ライフサイクルコスト縮減効果の見込みも勘案して、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせるべき施設（予防保全型管理）、または日常的な維持管理や点検を行い、機能しなくなった段階で取り換える管理（事後保全型管理）を行う施設に分類する。

⇩

健全度判定

予備調査で予防保全型管理としたものについて、構造材・消耗材の劣化や損傷の状況や美観等について詳細な健全度調査を行い、性能の低下状況について判定を行う。判定の結果に基づき、予防保全型管理施設における長寿命化対策の時期や具体的な対策内容について検討を行う。

⇩

課題整理

計画準備、予備調査、健全度判定等から、本計画の策定に対して課題を整理する。必要に応じて検討会等を開催する。

⇩

施設保全の基本方針

①公園施設長寿命化の基本方針
②日常的な維持保全に関する基本方針

⇩

補修（改築）の進め方

①施設毎に緊急度及び使用見込み期間を設定する。
②年度で格差が生じないよう費用の平準化を検討したうえで長寿命化計画を作成し、補修（改築）を進める。

図-7. 計画策定標準フロー

3. 健全度判定

予備調査で予防保全型管理としたものについて、構造材・消耗材の劣化や損傷の状況や美観等について詳細な健全度調査を行い、性能の低下状況について判定を行う。判定の結果に基づき、予防保全型管理施設における長寿命化対策の時期や具体的な対策内容について検討を行う。

1）公園施設（遊戯施設の遊具を除く）の健全度判定区分

健全度判定は、施設の劣化状況を確認し、表-4 に示す、AからDの４区分で行う。

表-4. 健全度判定における評価基準

ランク	評　価　基　準
A	・全体的に健全である ・緊急の修繕の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。 ・緊急の修繕の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

2）公園施設（遊具を除く）の健全度判定状況

予防保全を行う施設について健全度判定の結果、全体的に劣化が進行している健全度Ｃ及びＤの施設は 36.2%を占めている。（対象施設数 469 基）（令和 4 年度末時点）

予防保全を行う施設(遊具以外)

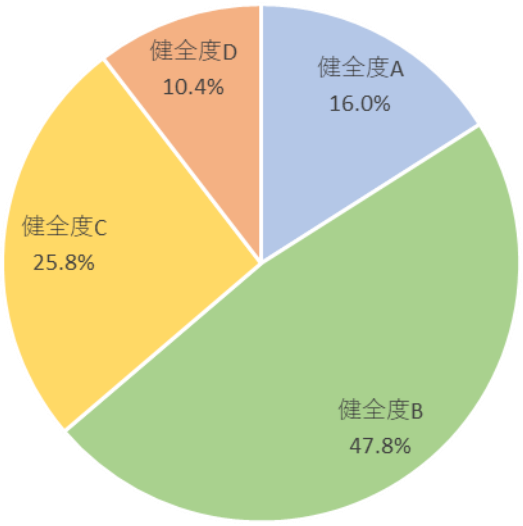

３）代表的な劣化状況の事例【公園施設（遊具を除く）】

【野幌総合運動公園】

劣化した転落防止柵

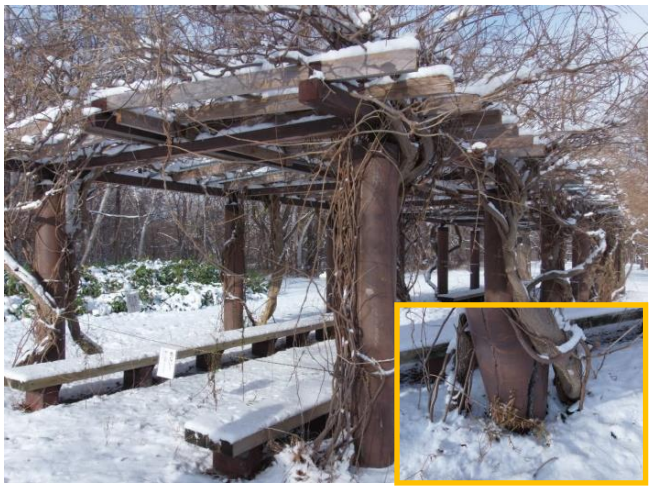

【真駒内公園】

支柱が劣化したパーゴラ

【四季の杜公園】

柱の根元が劣化した木柵

【ゆめの森公園】

支柱が劣化した四阿

４）遊具の健全度判定区分

健全度判定は、施設のハザードと劣化状況を確認し、表-5 に示す、AからDの4区分で行った。

表-5. 総合判定と規準判定と劣化判定の関連表

<table>
<tr><th>使用可否</th><th>機能に関する
総合判定</th><th>規準判定の
ハザードレベル</th><th>劣化判定</th></tr>
<tr><td>使用可</td><td>A</td><td>0</td><td>a</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用可
（経過観察）</td><td rowspan="5">B</td><td>0</td><td>b</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>a</td></tr>
<tr><td>b</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>a</td></tr>
<tr><td>b</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用可
（重点管理）</td><td rowspan="3">C</td><td>0</td><td rowspan="3">c</td></tr>
<tr><td>1</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用不可</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">3</td><td>a</td></tr>
<tr><td>b</td></tr>
<tr><td>c</td></tr>
<tr><td rowspan="4">D</td><td>0</td><td rowspan="4">d</td></tr>
<tr><td>1</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

※総合判定Ｂは、使用可（経過観察）とする。
※総合判定Ｃのうちハザード０～２は、速やかな修繕を促すこととするが、修繕完了までの間は、日常点検の頻度を高めるなどの重点管理を条件に、使用可とする。
※総合判定Ｃのうちハザード３及び総合判定Ｄは、使用不可とする。
※機能に関する総合判定により使用不可と判定された遊具は、ただちに施設管理者に報告しなければならない。

※公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014 ／（一社）日本公園施設業協会より

５）遊具の健全度判定状況

健全度判定の結果、全体的に劣化が進行している健全度Ｃ及びＤの施設は 32.0%を占めている。

（対象施設数 353 基）（令和 4 年度末時点）

遊具

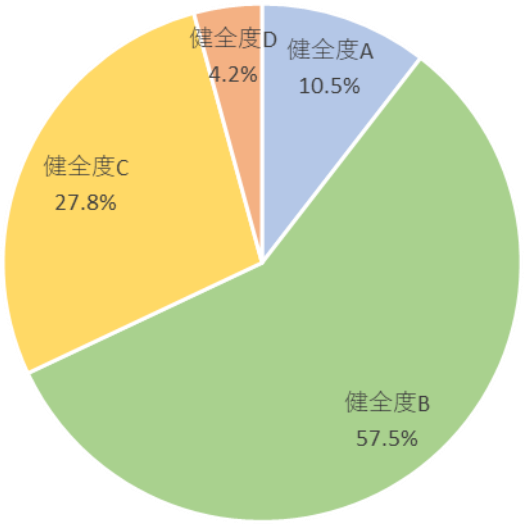

６）代表的な劣化状況の事例【遊戯施設】

【北海道子どもの国】

使用禁止としたすべり台

【ゆめの森公園】

材料が劣化した遊戯施設

【宗谷ふれあい公園】

使用禁止としたスプリング遊具

【オホーツク流氷公園】

材料が劣化した遊戯施設

4. 課題整理

計画準備、予備調査、健全度判定等から、本計画の策定に対して課題を整理する。必要に応じて検討会等を開催する。

1）検討会の開催について

平成 26 年の策定時には、平成 10 年以前に整備した公園について、有識者などからなる検討会を開催し、公園施設の状態・劣化度・健全度などを踏まえて、公園利用ニーズなどの観点から課題について議論し、その結果を「施設保全の基本方針」及び「補修（改築）の進め方」に反映させた。

2）耐用年数を超過した建築物の取り扱いについて

真駒内公園屋内競技場、屋外競技場は竣工から 53 年が経過し、「北海道建築物等保全マニュアル（北海道 平成 30 年 4 月）」における耐用年数 47 年を超過している状況である。そこで、同マニュアルの長寿命化診断フロー（耐力度の判定）に基づいて、構造躯体の材料劣化及び建物の沈下等の構造不具合を調査した結果、マニュアルにおける強度や中性化深さ等の基準値を満足しており、構造不具合も見られなかったことから、現時点で今後 20 年は使用可能と見込まれるため、各部材を定期的に更新、補修、修繕し延命化を図るものとする。

なお、使用見込み期間の中間年となる 10 年後（R15）を目処に改めて、躯体の調査を実施する。

5. 施設保全の基本方針

これまでの維持管理状況や健全度の点検調査結果に基づき、施設の保全に関する基本方針を策定した。

①公園施設長寿命化の基本方針

②日常的な維持保全に関する基本方針

①公園施設長寿命化の基本方針

・劣化損傷による事故を未然に防止するため、定期的に消耗部品の交換や塗装など修繕を行う予防保全型管理によって、施設の延命を図る。

②日常的な維持保全に関する基本方針

１）公園の管理体制に関する方針

・民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、指定管理者制度を活用する。

２）年間の維持保全内容に関する方針

・清掃は、日常・定期・特別清掃を適宜に組み合せ、施設内の美観と衛生を保つ。

・保守・修繕は、利用頻度の高い施設や消耗の激しい部材の劣化状況を確認し、適宜補修・修繕を行う。

３）日常点検や定期点検に関する方針

・日常点検、定期点検を計画的に実施することを基本に管理を行う。

・日常点検は、指定管理者が１日に１回以上の頻度で行う。定期点検は、専門技術者が以下の頻度で行う。

・遊戯施設の定期点検：年に１回以上

・法令などによって規定されている施設の定期点検：規定による頻度以上

・法令などによって規定されていない施設の定期点検：5 年に 1 回以上

・点検結果については、計画的な維持・補修、改築・更新に反映させることができるよう整理し管理する。

４）異常が発見された場合の措置の方針

・異常が発見された場合、状況によって使用禁止を検討し、安全性を確保する。また、異常が発見された施設が予防保全型管理施設の場合は、健全度を把握し、修繕・補修等の対策を実施する。事後保全型管理施設の場合は、劣化や損傷の進行を判断して撤去し、更新する。

6. 補修（改築）の進め方

①施設毎に緊急度及び使用見込み期間を設定する。
②年度で格差が生じないよう費用の平準化を検討したうえで長寿命化計画を作成し、補修（改築）を進める。

1）ライフサイクルコストの算定結果

予防保全型管理施設について､計画期間 10 年のライフサイクルコスト縮減額を試算したところ、予防保全型管理することで約 9.0 億円（単年で約 9,000 万円）縮減されることが期待できる結果となった。

2）施設の修繕又は改築・更新の実施

・工事の優先度を示す緊急度の区分は、健全度の判定と施設の重要度から総合的に判断し、緊急度を「高」「中」「低」の 3 段階に区分する。
・緊急度が「高」は、優先的又は早急に補修（改築）が必要とされるもの。
・緊急度が「中」は、補修（改築）が必要とされているもの。
・緊急度が「低」は、現時点で補修（改築）の必要性が無い、または低いもの。

表-6. 緊急度の設定

重要度 / 健全度	1. 高い	2. 普通	3. 低い
A	低	低	低
B	低	低	低
C	高	中	中
D	高	高	高

表-7. 重要度の区分

施設重要度	内容	備考
高い	公園の利用や管理に対して大きな影響を与える施設	公園の幹線機能を持った施設､利用者が多い公園の主要施設､集中管理施設､安全対策施設など。（主要園路､都市基幹公園等での上下水道幹線や配電幹線､中央監視・制御設備､転落防止施設など）
普通	公園の利用や管理に対して中位な影響となる施設	一般的な公園施設（補助幹線園路､単体遊戯施設､運動施設､管理棟など）
低い	公園の利用や管理に対して軽微な影響に留まる施設	散策園路､水飲み場､ベンチ､修景施設､設備を持たない建築物など。

・公園施設の使用見込み期間は、以下のように設定する。

表-8. 使用見込み期間の設定

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全型管理における 使用見込み期間
処分制限期間が20年未満の施設	処分制限期間の 2 倍	事後保全の 1.2 倍 （処分制限期間の 2.4 倍）
処分制限期間が20年以上～40 年未満の施設	処分制限期間の 1.5 倍	事後保全の 1.2 倍 （処分制限期間の 1.8 倍）
処分制限期間が40年以上の施設	処分制限期間の 1 倍	事後保全の 1.2 倍 （処分制限期間の 1.2 倍）

3）更新・補修費の平準化

長寿命化計画の計画期間は 10 年としているが、年度によって更新・補修費にばらつきが生じるため、平準化を検討する。対象施設は、予防保全型管理施設（526 基）及び健全度 C,D 判定相当の劣化が確認された事後保全型管理施設（720 基）としている。

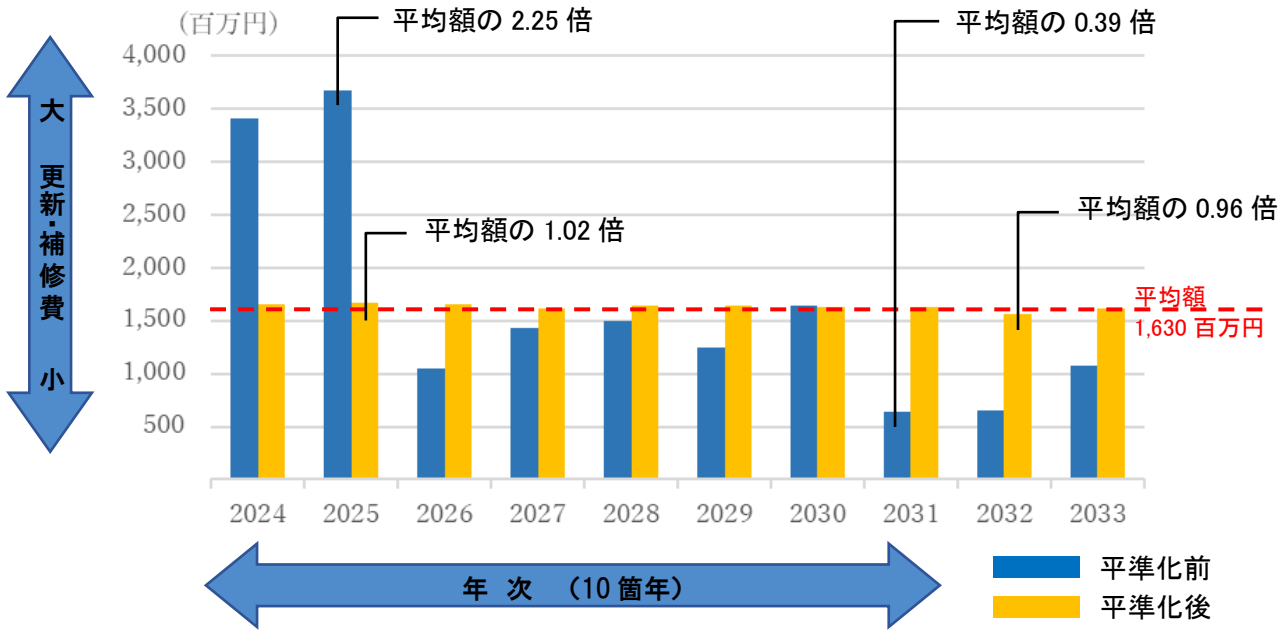

図-8. 更新・補修費の試算（平準化前、平準化後）

４）施設の補修又は改築・更新の進め方

予防保全型管理を行う公園施設で令和 6 年度から 10 年間で補修等が必要な施設数は下表のとおりであり、予防保全による維持管理を計画的に実施する。補修等の優先順位については、各公園施設の緊急度により決定する。

・予防保全型管理を行う公園施設 822 基のうち、令和 6 年度から 10 年間に補修（改築）が見込まれる施設は 526 基である。さらに、現段階において補修が必要な緊急度が、「高」「中」の施設数は 267 基であり、優先して補修（改築）を実施する。
・事後保全型管理を行う公園施設 7,615 基のうち、令和 6 年度から 10 年間に補修（改築）が見込まれる施設は 720 基である。
・公園施設長寿命化計画に基づく補修・更新の優先順位は、今後の点検結果により随時見直す。
・バリアフリー法に基づく特定公園施設を更新する際は、原則的にバリアフリー対応施設への更新を図る。
・照明設備を更新する際は、LED 化を行い、エネルギーの効率化に努めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を進める。
・新技術で一定程度の実績や効果が確認されたものについては、公園施設への導入を検討する。
・造園緑化建設業関連団体と共同し、北海道の緑化や快適かつ安全な環境づくりの重要性について広く発信し、その魅力を PR する。

表-9. 公園毎の補修（改築）の見込まれる施設数
（予防保全型施設：R6～R15）

健全度	A			B			C			D			合計		
緊急度	低	中	高	低	中	高	低	中	高	低	中	高	低	中	高
1.真駒内公園				7				17				3	7	17	3
2.北海道子どもの国公園	20			41				32	1			21	61	32	22
3.野幌総合運動公園	1			9				15				10	10	15	10
4.オホーツク公園	12			34				11	5			2	46	11	7
5.宗谷ふれあい公園				26				9	23			4	26	9	27
6.ゆめの森公園				11				31	1			1	11	31	2
7.道南四季の杜公園	1			23				10					24	10	0
8.十勝エコロジーパーク				34				3					34	3	0
9.噴火湾パノラマパーク	4			8				10				15	12	10	15
10.サンピラーパーク	1			5				21	13			2	6	21	15
11.オホーツク流氷公園	3			19				5	1			1	22	5	2
合計	42			217				164	44			59	259	164	103

合計　526（基）

7. 用語の説明

本書で使用する用語を以下に整理する。

用　　語	内　　容
公園施設	都市公園法第２条第２項、都市公園法施行令第５条で定義する施設のうち、建物又は工作物に係る全ての施設を指す。
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。
予備調査	計画策定の初期段階において、都市公園台帳などにより基礎情報を整理した後、現地で施設の設置状況、利用状況、劣化や損傷の状況などを確認する調査のことをいう。
健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のことをいう。
健全度判定	健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うことをいう。
緊急度判定	健全度判定にもとづき、公園施設の補修、もしくは撤去・更新に対する緊急度を三段階（高、中、低）に評価することをいう。
処分制限期間	国庫補助事業で取得した財産については、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。)」第 22 条に、「補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。処分制限期間とは、適化法第 22 条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則の別表第 3 に掲げている。
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。
更新見込み年度	公園施設の長寿命化対策の検討において、施設を更新することを見込む年度であり、使用見込み期間の終了年度と同じとなる。

対策時期	長寿命化対策のうち、補修や更新を実施する時期を指す。
日常点検	公園施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による巡視点検を指す。
定期点検	遊具の指針等に基づく点検や、建築設備はじめ各種設備などの法令の規程に基づく検査を指す。
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕を指す。
維持保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計をいう。
修繕	公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指す。 －修繕の例－ ・部分的に欠損したブロック系舗装にアスファルト舗装を充填 ・塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装 ・支柱や梁・手摺りなどの交換をともなわない、ボルト・金具などの交換 など
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。 －補修の例－ 〇コンクリート ・劣化の要因となる水分・塩分・炭酸ガスなどの浸透を防止するための表面被覆 ・コンクリートひびわれへの注入工 〇鋼部材 ・腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装 ・一般塗装から重防食塗装への変更 ・主要部材の交換 〇木材 ・塗装及び防腐剤注入あるいは塗布による腐食防止 ・合成木材への転換 ・高圧洗浄などによるカビの除去 〇その他 ・耐久性の高い材料への部材交換 など
更新	公園施設を取り換えたり新しく作り直すことを指す。

部材	施設を組み立てている部分品。例えば、支柱、梁、屋根などを指す。
消耗材	使用することで摩滅するため、一定期間で交換が必要な部材、材料を指す。
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の４項目の合計を指す。